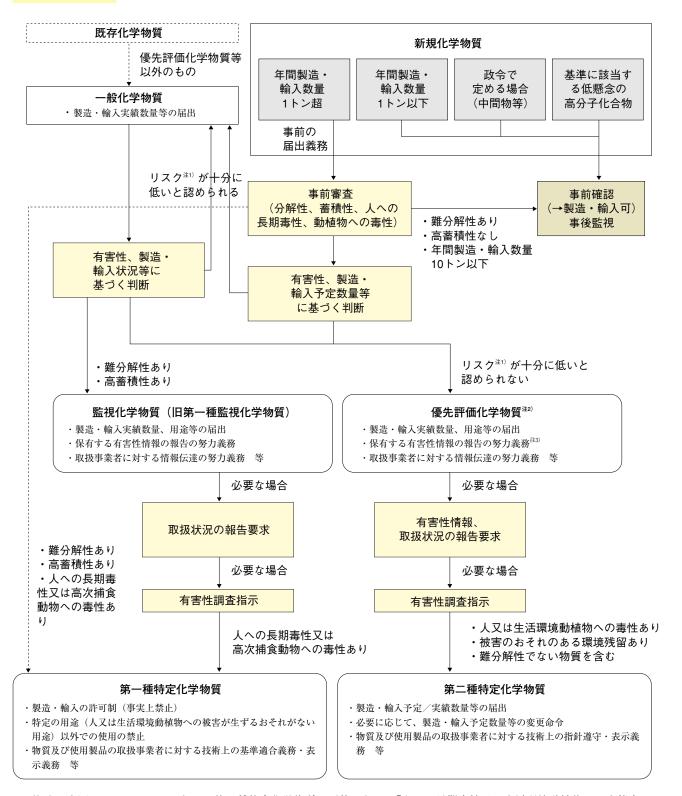
3

化学物質の安全対策

概 要

改正後の化学物質審査規制法の概要(平成23年4月以降)



- 注1) 本図において、リスクとは、第二種特定化学物質の要件である、「人への長期毒性又は生活環境動植物への生態毒性」及び「被害のおそれが認められる環境残留」に該当するおそれのことを指す。
- 注2) 第二種及び第三種監視化学物質は廃止される。これらに指定されていた物質について、製造・輸入数量、用途等を勘案して、必要に応じて優先評価化学物質に指定される。
- 注3) 第二種特定化学物質にも適用される。
- 注4) 有害性情報を新たに得た場合の報告義務あり。(第一種特定化学物質を除く。)
- 注5) 必要に応じ、取扱方法に関する指導・助言あり。(第二種特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質)